

令和5年1月24日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	横 山 和 久
市民生活部長	伊 藤 仁 史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	伊 藤 重 行	教 育 部 長	柴 田 寿 文
総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵
会 計 管 理 者	小笠原 己喜雄	教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦
監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人	総 務 課 長	横 江 兼 光
財 政 課 長	立 石 隆 信	人事秘書課長	山 森 隆 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫
環 境 課 長	田 口 邦 郎	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	産業振興課長	上田忠次
土木課長	神野忠昭	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	鈴木博貴
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
図書館長	山田淳		

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	川村紀子		

7 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	報告第2号 専決処分の報告について
日程第3	報告第3号 専決処分の報告について
日程第4	議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
日程第5	議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について
日程第6	議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について
日程第7	議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第8	議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について
日程第13	議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
日程第14	議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について
日程第15	議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

- 日程第16 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- （追加提案）
- 日程第19 発議第8号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第9号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議について
- 日程第21 発議第10号 世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について
- 日程第22 海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について
- 日程第23 閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と佐藤高清議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（平野広行君） 日程第 2、報告第 2 号及び日程第 3、報告第 3 号、以上 2 件を一括議題とします。

地方自治法第180条第 2 項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 4 議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 5 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第 6 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第 7 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第 8 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第13 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第14 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第15 議案第79号 令和 4 年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第16 議案第80号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第17 議案第81号 令和 4 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（平野広行君） この際、日程第4、議案第68号から日程第17、議案第81号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託された案件は、議案第68号弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてをはじめ8件です。

本委員会は、去る1月16日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第68号弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第75号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまで、以上8件を一括審査いたしました。

質疑はなく、討論に入り、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてについては、若い職員、新卒の職員が入職しにくくなるおそれなど、まだ明確になっていない部分があると感じている。議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第73号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてについては、物価高騰の中、中小零細企業で働く市民は実質賃金さがり、ボーナスも望めないような状況である。その中で市民の民意が得られないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第68号から議案第70号までの3件については、全員賛成で原案を了承、議案第71号から議案第73号までの3件については、賛成多数により原案を了承、議案第74号及び議案第75号の2件については、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正についてをはじめ3件です。

本委員会は、去る1月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、十四山公民館の各教室の廃止とあるが、今まで教室はあったのか。今

後、料理教室はどのようなときに使うのかとの質問に、市側より、十四山公民館は事務所が入っている管理棟と小学校の体育館として利用している講堂の２つの建物に分かれている。このたびの改正で、教室、和室及び料理教室、そして事務所の入っている管理棟を廃止するものですので、料理教室を今後別の用途でも利用する予定はありませんとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、十四山総合福祉センターの技芸室附属設備使用料とあるが、新しく使用料を払うことになるのか、以前からの施設でもあったのかとの質問に、市側より、技芸室附属設備使用料の陶芸用電気窯 1 回1,000円は、陶芸窯の更新に合わせ、受益者負担として新たに使用料をお願いするものですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正についてについては、利用頻度はそこまで高くなく、1,500万円という大きな費用もかかるが、地元の人たちにとっては利用しやすい施設であり、コロナ禍ということで利用を控えている人たちも、コロナ禍が明けてから利用を考えるということも聞いている。コロナ禍のうちに廃止してしまうのではなく、もう少し様子を見ていくべきである。議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正についてについては、和風娯楽室の夜間利用の停止ですが、現状、利用がないということであるが、利用を上げるような方向で検討していくべきで、もう少し様子を見るべきであるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第76号は賛成多数により原案を了承、議案第77号は全員賛成で原案を了承、議案第78号は賛成多数で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） それでは、予算決算委員会の委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第79号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る1月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第79号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）から議案第81号令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、債務負担行為補正の新財務会計システム等導入委託料と弥富市地域公共交通活性化協議会負担金について、追加補正で行わなければならない理由はとの質問に、市側より、新財務会計システム等導入委託料は、現在使用しているシステムが令和5年度決算をもってサービスが終了することから、新システムを導入するための業者選定をプロポーザル方式により今年度中に実施するためです。弥富市地域公共交通活性化協議会負担金は、令和5年6月から予定しているデマンド型乗合サービス実証実験を行うに当たり、運行事業者を今年度中に決定し、道路運送法第21条による申請を愛知運輸支局に行う必要があるためですとの答弁がありました。

また、財務省借入れによる市債元金償還金142万5,000円について、どの事業の元金償還金なのかとの質問に、市側より、平成23年度臨時財政対策債として借り入れたものが、借入れから10年後となる今年度、利率見直しの年となりました。見直しの結果、利率が下がりましたので、元利均等償還としていることから、今年度は元金の償還額が増え、利子分が減りましたので、まず3月に支払うこととなる元金償還金の不足分を増額補正するものですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第79号から議案第81号まで、以上3件は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正と議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

2000年頃から合併を伴う一連の地方分権の改革が国によって進められてきました。少子高齢化と人口減少、そういう中で公共施設の再編は待ったなしであるということは言うまでもありません。

国、総務省が指針を出したことによって、弥富市においても平成28年に弥富市公共施設等総合管理計画を策定した結果、まさしくうちは合併によって相当な公共施設がありましたので、相当なこれは財政負担がある、このままでは財政が大変なことになるということがこの

時点で明らかになりました。残念だったのは、その前に弥富市の目玉事業として弥富駅自由通路を市の事業で進めるという方針を出してしまったことです。この後で財政負担が明らかになりました。今となってみれば、弥富市公共施設等総合管理計画が先に出ていれば、当時の市長や市の幹部の判断として、公共施設の修繕や更新が市の財政を大きく圧迫します、その上で目玉事業をどの程度にするかという慎重な判断ができたんじゃないでしょうか。

令和2年に弥富市公共施設再配置計画という大枠を決めていますが、この上位計画で方針が出ているとしても、個々の施設について詳細な検討をしている時間はなかったと思います。個々の施設の改廃について、施設の実際の状況、利用状況、今後の利用についてどのようなプロセスで検討がされているのでしょうか。利用が少ないということですが、直営管理であれば利用促進のための指定管理や民間移管の検討はされたのでしょうか。今後、施設の廃止をしていくということであれば、転用や売却について、それぞれの施設についてどのような検討がされたか。

今回の十四山公民館といこいの里について、弥富市の内部でどのような検討がされたかが明らかではありません。行政判断として内部で丁寧に検討されているならば、議会や市民に対して、簡単な口頭の報告ではなくて、図表や今後の在り方について紙に書いたきちっとした資料で説明ができたはずです。委員会審議を傍聴しましたが、聞かれたことに答えるだけで、積極的に説明責任を果たしたとは思えません。

残念ながら、弥富市の説明責任が欠如し、判断しかねる議案であり、責任を持って賛成することができません。

弥富市の行政の体質、説明責任の欠如に対する警鐘という意味で反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして反対討論をさせていただきます。

まず、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。

公務員の定年延長を60歳から65歳へ段階的に引き上げると。現状の再任用、会計年度任用職員を正規職員として雇用するということです。

これについて、問題は2点あります。

1つは、定年延長で正規雇用とするのに、なぜ7割水準といきなり給料が下がるのか。その根拠は何なのかと。定年延長で正規雇用とするならば給料を引き下げる必要はないのではないかということがまず1点。

2点目は、公務員の定数は自治体の規模に応じて決まっており、それを超えて雇用する場合、交付税の算定に入らず、雇用しづらいことが現実的にあります。ということは、すなわ

ち定年延長によって退職しなくなれば、その分の新規採用が減るという点でございます。すなわち、新卒などの採用が減ることにつながります。

こうした議論は国会でも出されており、国は検討するとしておりますが、現状、2年に1つずつという緩和策以外は具体的に何も対策が示されておりません。結果として、この先10年間は新卒の採用枠が減るという事実と直面します。ただでさえ今は若い人たちが就職しづらい状況にあるのに、新卒採用を減らす議案に賛同するわけにはいきません。

続きまして、議案第72号、73号を続けて討論させていただきます。議員、特別職の期末手当の引上げの議案でございます。

昨日のニュースでも、中小企業の72.8%が賃上げする予定はないとありました。また、期末手当が引き上げられたのは大手企業であり、そもそも期末手当がもらえない企業や非正規職員、パート、アルバイトなど、賃金が上がらず、物価は高騰するという大変な状況になっています。

公務員の給料というのは、生計費、生きていくための必要なお金、この原則に基づいて支払われるべきであり、一般公務員においてはその水準を引き上げることは必要であり、物価高騰だからこそ上げるべきであります。しかし、議員はじめ、特別職においては、もとより高い水準となっており、これ以上上げる必要はないと考えております。

続きまして、議案第76号、78号でございます。

十四山公民館は広い調理室があり、耐震等も済んでおり、まだまだ使える施設となっています。コロナ禍では利用は減っているものの、今後活用する機会が多いのではないかと思います。なので、まだ廃止という判断をするのではなく、存続して傾向、様子を見ていくべきだというふうに考えています。

いこいの里については、現状、17時以降の利用はないということでございますが、これについてもやはり利活用を考えて、もっと利用しやすい施設にしていくことを考えるべきではないでしょうか。そうした最善の努力をしてこそ、こうした施設が生きてくると。利用がないからといってすぐ廃止にするという検討は、やはり早計ではないかと思えます。もう少し様子を見るべきだという立場で反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第68号から議案第70号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第70号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号及び議案第75号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号及び議案第75号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号から議案第81号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第81号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的  
支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

○議長（平野広行君） この際、日程第18、請願第4号を議題とします。

請願第4号に関し、審査の経過と結果の報告を厚生文教委員長に求めます。

江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書です。

本委員会は、去る1月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員から、弥富市において不登校児童・生徒数はどのぐらいいますかとの質問に、紹介議員より、令和4年12月の段階で94名いますとの答弁があり、続けて委員から、94名のうち、どれだけの児童・生徒がフリースクールを必要とされているのかとの質問に、紹介議員より、弥富市内の不登校児がどれだけ利用しているのか私は把握していない。弥富市の適応指導教室アクティブに通われている方が20名から30名程度あるので、残りの60名が全員行っているかということではないと思うが、一定数は行っているものだと感じているとの答弁がありました。

また、委員から、弥富市には公的機関としてアクティブがある。フリースクールとはどういったものなのかとの質問に、紹介議員より、適応指導教室は公的機関で弥富市が設立している。主目的が学校の環境に合わせるために戻すというような指導を行っている。フリースクールは、子供を中心にして、子供たちができる学習、必ずしも学校に戻ることを目的にしない。子供たちがいられる場所をつくるということ。今後、多様性を認めていくということであれば、多様な学習機会の場として設立されているものだと感じているとの答弁がありました。

また、委員から、弥富市には適応指導教室としてアクティブが既にある。学校への復帰を手助けする場、保護者への相談などの各種指導、市外からも教育委員会を通して受入れをしている。フリースクールというのではなくても十分やっているのではないですかとの質問に、紹介議員より、弥富市の適応指導教室は優れた対応をされていると思う。現状、学校に居場所を感じられない人もいる。その人たちをまた学校に戻すための教育をするのかというと、

私はやりたくないという方もいる。そういった多様性を認めていく必要があるのではないか。フリースクールは、子供を中心とした学習要綱、指導要綱等を考えて対応されている。フリースクールは様々な特色があるので、自分で選択できる。その子に合った、その子供を中心とした学習のところに預けることができるという点においては、そういった形態の学習施設があってもいいと感じているとの答弁がありました。

以上のような付託された請願に対する質疑を経て討論に入り、子ども基本法が4月から施行される。不登校一人一人の状況を学校は全て把握をしている。まずやらなければならないのは、なった原因は何か、どうしたら改善できるのか。あくまでも自立支援だと思うし、義務教育の目的の一つだと思う。子ども基本法があり、子供の最善の利益を考えるために、まず子供の話を聞く場と機会を設けることが第一であり、大人主観となっているものの考え方を改める必要がある。その中で、しっかり弥富市としての子供に関する施策について計画を立てていくということなので、それに沿って進めていくべきであるとの反対討論があり、子供の気持ちに寄り添った形で学習機会が提供できるフリースクール、多様性を認める学習機関としてこうした施設が多く設立できることを望んでいる。保護者負担も大きくなっている。経済的援助も必要であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志です。

請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について、賛成の立場で討論します。

学校へ行かない児童・生徒が増えているということは、皆さんも身近で感じていると思います。弥富市も例外とは言えません。学校へ行かない子供及びその親の心労はいかかなものでしょうか。そういう社会の変化を受けて、いわゆるフリースクールというものは様々な形で長年の実績を上げて大きな役割を果たすようになってきています。

自民党をはじめとした超党派による議員連盟の長年の議論の末、平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されました。これは、

児童の権利に関する条約などの趣旨にのっとり、いわゆる夜間中学、これも重要な問題だと思うんですが、フリースクールに関する法律です。具体的には、国及び地方公共団体は、不登校児童・生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童・生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童・生徒の状況に応じた学習活動が行われることになるよう、不登校児童・生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言、その他の支援を行うため必要な措置を講ずる必要があるとされています。また、国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置、その他措置を講ずるよう努めるものとされています。

しかし、まだ十分でないだろうということで、このときの衆議院と参議院の文教科学委員会の附帯決議の最後に今回の請願に結びつくものがあります。具体的には、不登校の児童・生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための財政的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずるということを求めています。今回の請願が求めている支援については、この法律制定時の衆議院及び参議院の委員会における附帯決議の実行を求めるものであります。

弥富市内の子供たちのために、国に対して一刻も早く十分な措置を求めることが必要だと思いますので、請願に賛成します。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

まず、本市におけるフリースクール設立への支援の緊急性はないと感じております。厚生文教委員会で議論がされた内容から鑑みても、本市のサービス、適応指導教室アクティブが補っていると考えます。

また、昨年、フリースクールふれあいの杜をNPO法人はぐくみさんが開設されていますので、本市としては今は慎重に見守っていくことが最良であると考えます。

以上のことから、この請願に対し、反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして、請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願に賛成の立場で討論させていただきます。

友人関係の問題、不安、無気力など、様々な理由で不登校になっている児童・生徒がいます。弥富市では、児童、生徒を合わせて94名と聞いています。

不登校の児童・生徒が民間のフリースクールに通った場合の利用料金ですが、文部科学省調べでは全国平均で約3万3,000円月額とデータが出ています。フリースクール設営、運営に財政的な支援が入れば利用料金を下げることができ、保護者の金銭的負担も減ることになり、多様な学習機会が児童・生徒に提供されることにつながっていきます。

2017年2月、議員立法により義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、略しまして教育機会確保法が施行されました。この教育機会確保法は、憲法26条の教育の義務、そして教育基本法にのっとりた上で、児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校が問題行動であると受け取られないように配慮すること、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童・生徒の状況に応じた支援を行うということが示されています。

文部科学省は、不登校について、多様な要因、背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはならないと言っています。そして、不登校児童・生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校生徒に寄り添い、共感的理解と寛容の姿勢を持つことが児童・生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であるなどと認識し、指針化しています。

行政として運営しています適応指導教室アクティブですが、心の安定と成長を手助けし、支援、助言、援助が行われています。学校復帰を見据える支援、この中でそこになじまない児童・生徒がたくさんいます。94名という児童・生徒の数が出ましたが、不登校の定義から考えると適応指導教室に登校できておりません。

先ほど申し上げました教育機会確保法の附帯決議に、不登校の児童・生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずるとあります。多くの議員発議でできたこの教育機会確保法の下に、不登校の児童・生徒がフリースクールなどの学校以外の場において学習する活動について、財政的な支援、措置、考えを巡らせてほしいという思いに私は賛同し、紹介議員とさせていただきました。

議員の皆様には、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願を採択されますようお願いいたしまして、私の討論を終わります。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第4号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、請願第4号は不採択と決定されました。

三浦義光議員ほか5名から発議第8号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第8号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

○議長（平野広行君） この際、日程第19、発議第8号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三浦義光議員に提案理由の説明を求めます。

三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） それでは、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書は、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を政府に対し強く要望するものであります。

この意見書につきましては、関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

那須英二議員ほか2名から発議第9号及び発議第10号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号及び発議第10号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第9号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議について

日程第21 発議第10号 世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について

○議長（平野広行君） この際、日程第20、発議第9号及び日程第21、発議第10号、以上2件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である那須英二議員に提案理由の説明を求めます。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 発議第9号、第10号を合わせて発議の提案とさせていただきます。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議と、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について、以上2つを発議させていただきます。

この理由といたしましては、安倍元総理の銃撃事件をきっかけに、政治と世界平和統一家庭連合、旧統一教会との関わりの深さが浮き彫りになってきました。旧統一教会は、靈感商法やマインドコントロールを利用した高額な商品の売りつけ、多額の献金を強要する活動などを行い、信者の経済的な困窮、社会的孤立を招いて家庭の崩壊をさせてきました。こうした被害が報道等により、今皆さんの知るところになっているかと思います。

こうした中で、国会議員や地方議員に巧みに接近して、一部では選挙スタッフとして提供

される、あるいはこうした旧統一教会との推薦確認書などの政策協定とも取れるような文書まで見つかっております。こうした中で、やはり政教分離の観点からも、このようなことは断じてあってはならないというふうに考えております。

こうした決議を行うことによって、弥富市議会としてやはり関係を断ち切ると、あるいは一切関係を持たないとすることによって、市民あるいは今被害者として、やはり安心して相談あるいは悩み等を打ち明けていただく機会が増えるのではないかと、そうしたことにおいて被害を未然に防ぐことができるのではないかとということを思いながら、こうした決議を上げていく大きな意義としていきたいというふうに思っています。

また、国に対する意見書においては、こうした団体と関係を断ち切ってもら。今、現状として、多くの議員が関与しているという疑惑が持たれている。こうした状況においては、政治不信を招いて、これは政治運営に支障を来しているんじゃないかという状況でございます。

また、被害者救済新法と呼ばれる法律は制定されましたけど、抜け穴が多く、これでは意味をなさない。特に、被害者2世については本人さんが献金をしているわけではないということから、この多額の献金について取り戻すことができないような状況になっています。一刻も早くこうした状況を救済するためには、もっとよりよい、実効性のある法律にしていかなければならないということでございます。

また、附帯決議のほうで、スクールカウンセラーを活用して、こうした被害に対しての心のケアを行っていくべきだという決議がされているにもかかわらず、このスクールカウンセラーは、やはり今弥富市でも大きな問題となっておりますけれども、経済的負担あるいは募集しても集まらないというような状況がございます。こうした中で、国においてしっかりと全小・中学校に法整備としてこのスクールカウンセラーを設置するんだ、あるいはそのために財政措置を行うということにおいて、スクールカウンセラーの成り手不足を解消して、多くの配置を求めるということでございますので、ぜひ弥富市議会においてこうした意見書を上げていただいて、一刻も早くこうした被害者に対して救済できるような措置を取っていただきたいと思い、こうした発議をさせていただくものになります。以上です。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第9号及び発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号及び発議第10号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

発議第9号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議についてと、発議第10号世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、第9号について。

世界平和統一家庭連合は、靈感商法や集団結婚など、社会的に多くの問題を起こし、今なお多数の被害者を生んでいます。このような反社会的な活動を行う組織と政治家が関わることは、その活動に安心感、お墨つきを与え、広告塔の役割を果たし、被害を拡大させることにつながります。

旧統一教会による被害は続いており、全国で被害相談や宗教2世からの深刻な相談も寄せられており、被害の防止及び救済に当たることが求められています。こうした団体と弥富市議会及び弥富市議会議員が関係を持たないことが大前提ではないかと考えます。こうした決議文を決議することで、市民あるいは被害者の方への安心感を与え、被害等の相談をしやすい体制を確立することにつながり、被害を防ぎやすくなるのではないかと思います。ぜひ議員の皆さんにこの決議に賛同いただきたいと思います。

続きまして、発議第10号です。

国においては、政府与党である自民党の国会議員の半数近い180人以上が何らかの関係を持ったとしています。また、あくまで自己申告というものなので、実際には自民党以外の議員も含めて、それ以上の方が関係を持っていると容易に想像ができます。さらには、推薦確認書など政策協定に当たるようなものまで取り交わしているものも確認されています。これは政教分離の観点からしても許されるものではありません。よって、しっかり関係を調査し、断ち切ってもらわないことには、政治不信につながり、政治運営に支障を来していくと考えます。

被害者救済は急務であり、被害者救済法をさらに実効性のあるものにしていく必要があります。特に、被害者2世は直接高額献金を行っているものではないので、お金を取り返すことは困難になっています。しかし、この間、報じられてきた報道において、その悲惨さ、深刻さは救われるべきだと感じております。そうした被害を今後生まないためにも、国には誠

実な対応を行うよう求めていく必要があると思っています。

よって、市議会としてぜひ意見を上げていただきたいと考えており、賛成討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

発議第9号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、発議第9号は否決されました。

次に、発議第10号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、発議第10号は否決されました。

お諮りします。

日程を追加して、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを行うことに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について

○議長（平野広行君） 日程第22、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部水道企業団議会議員に、江崎貴大議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した江崎貴大議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した江崎貴大議員が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました江崎貴大議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和4年第4回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 佐 藤 高 清